

事業主の皆さま

令和8年
11月から

健保組合への電子申請が e-Gov電子申請に移行します

POINT
01

電子申請が年金と同じルートになり、申請方式が拡大します！！



健保組合の電子申請手続きについては、これまで人事給与システムがマイナポータルと連携する仕組みがないと電子申請できませんでしたでしたが、年金・雇用保険と同様にe-Govアプリを使用した申請が可能となります(利用開始日は11月中で調整中)。
※人事給与システムからの申請可否については、ベンダーにご確認ください。
※マイナポータルルートの電子申請は、e-Govへの移行後に一定の並行稼働期間を設けた上で、閉鎖されます(日程調整中)。

POINT
02

電子申請対象届書として順次追加予定！！

現状、健保組合へ電子申請できる届書は、適用関係の15届のみですが、今後は保険給付の申請も可能となる予定です。
まずは、現行の15届をe-Govに移行した上で、その後順次追加していきます。
(特定の法人の事業所に電子申請が義務化された届書(下表の■の3届)は、これまで通りで変わりません。)

現在申請可能な届書 (15届)	追加検討中の届書案 ※時期未定
資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者異動届 産前産後休業終了時報酬月額変更届・育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届・産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届 介護保険適用除外等該当・非該当届 新規適用届・任意適用申請書・任意適用取消申請書・一括適用承認申請書・育児休業等終了時報酬月額変更届	適用関係 住所変更届・氏名変更届 資格確認書交付申請書 給付関係 傷病手当金支給申請書 出産手当金支給申請書 療養費(治療用装具)支給申請書

※当健保組合では、現在、資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届の5届のみ利用可能となっています。

申請方式を検討するためのフローチャート

以下の設問に回答して、御社の最適な申請方式をご検討ください。

Q1

ご利用中の人事給与システムがe-GovとAPI連携する予定ですか？(※1)

Q2

申請する届書は、6届[取得・喪失・月変・賞与・算定・扶養異動]ですか？(※2)

Q3

人事給与システムや届書作成プログラムを用いて届書データをCSVで作成できますか？(※3)

YES

NO

【申請方式①】
人事給与システムから直接電子申請してください。

【届出方法②】
e-Govアプリのうち(CSV添付方式)で電子申請してください。

【届出方法③】
e-Govアプリのうち(直接入力方式)で電子申請してください。

(※1) e-GovへのAPI連携の対応状況については、人事給与システムベンダーへ確認ください。
(※2) 6届以外は、CSV添付方式に対応していないため、直接入力方式での申請となります。
(※3) 人事給与システムでCSVデータを作成できるかについては、人事給与システムベンダーへ確認ください。

e-Govアプリのご紹介

e-Govアプリは、e-Govを利用するための公式ソフトウェアです。直接入力方式またはCSVファイル添付方式により電子申請することができます。

① CSVファイル添付方式

日本年金機構が提供する届書作成プログラム、または人事給与システム等で作成したCSV形式の届書データを添付して、e-Govアプリから申請します

② 直接入力方式

e-Govアプリを使用して、1件ごとに申請画面に直接入力して申請します

資格取得届・資格喪失届・算定基礎届
月額変更届・賞与支払届・被扶養者異動届

資格取得届・資格喪失届・算定基礎届
月額変更届・賞与支払届・被扶養者異動届

産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届
産前産後休業終了時報酬月額変更届
育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届
育児休業等終了時報酬月額変更届
介護保険適用除外等該当・非該当届
新規適用届・任意適用申請書
任意適用取消申請書・一括適用承認申請書



現行の15届

主な照会先・マニュアルの掲載場所

内容	照会先	照会先の概要	マニュアル掲載場所
e-Govの使い方 ・ e-Govアカウントについて ※電子申請に関する照会対応は準備中	e-Gov利用者サポートデスク https://www.e-gov.go.jp/contact 	① Webフォーム(24時間受付) 受付:年中無休・24時間 回答:原則メール (必要に応じて電話連絡あり) ② 電話(繁忙期・通常期で時間限定) 電話番号:050-3786-2225	e-Gov初心者ガイド(全編) https://shinsei.e-gov.go.jp/sites/default/files/filebrowser/e-gov/doc/preparation/beginner/beginner_all_v3.pdf 
GbizIDについて	GBizID ヘルプデスク https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html 	①電話での問い合わせ 電話番号:0570-023-797 受付時間:9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除く) ②メールでの問い合わせ 問い合わせ方法:専用フォーム	GBizID ご利用ガイド https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html 
人事給与システムについて	使用する人事給与システムのベンダー	—	使用する人事給与システムのベンダー

説明動画の掲載場所

内容	掲載場所	照会先	留意点備考
電子申請のご利用案内 e-Gov利用編 (日本年金機構)	YouTube https://www.youtube.com/watch?v=l21a8gV3f68 	健康保険組合連合会 政策部 ICT 対策グループ denshi-shinsei@kenporen.or.jp	動画の作成時点から以下の通り一部の内容が変更となっています。 ※e-Govのマイページのレイアウトが機能の追加にともない変更となっている。 ※GbizIDアカウントの取得方法は、書類郵送申請のほか、事業主のマイナンバーカードとスマートフォンアプリを利用したオンライン申請がある。